提出意見及び提出意見に対する考え方

	提出意見	提出意見に対する考え方
1	本件「地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部改正（告示案）」につきまして、制度の妥当性を検証するための成果目標およびKPI（重要業績評価指標）が資料中に示されていない点、並びに行政手続法第39条第2項との関係について、以下のとおり意見を申し上げます。 今回の告示案は、地域経済牽引事業の促進に関する基本方針を一部改正するものですが、現行資料には「なぜ今改正が必要なのか」「改正によって地域企業や自治体の活動がどう改善されるのか」「地域経済にどのような効果が生じるのか」「その効果をどのように測るのか」について、定量的な成果指標やKPIが示されておりません。地域経済政策は国民生活に直結するため、EBPM（証拠に基づく政策立案）の観点から、制度改正の効果を測るためのKPIは不可欠であると考えます。 そのため、以下のようなKPIを設定し、基準値・目標値・達成期限を明確にしたうえで、毎年の実績と予算への反映状況を公表することを求めます。 【必須と思われるKPIの例】 ・地域経済牽引事業の採択件数の推移（制度改正後の採択数の変化） ・採択事業による売上・雇用増加率（地域企業の経済効果） ・地域企業の設備投資額の変化（成長意欲の向上） ・自治体の事務処理期間の短縮度（申請から採択までの期間） ・地域産業の競争力指標（輸出額、新規事業数、地域内調達率など） 【これらのKPIを算出するためのデータと収集主体】 ・採択件数：経済産業省が自治体からの報告を集計 ・売上・雇用増加率：採択企業が年次報告し、自治体が取りまとめ、経産省が統合 ・設備投資額：採択企業が投資額を報告し、自治体が確認 ・事務処理期間：自治体が申請受付日・採択決定日を記録し、経産省が集計 ・競争力指標：自治体・商工団体・企業がデータを提供し、経産省が分析 これらは既存の行政データで収集可能であり、追加の大きなコストを必要としない範囲で実施できると考えます。 次に、行政手続法第39条第2項との関係について申し上げます。同条項は、「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容であり、題名と根拠条項が明示されていること」を求めています。本件資料は、題名と根拠条項自体は形式的には示されていますが、一般の利用者が読んだときに「具体的かつ明確な内容」と言えるほど、改正理由や影響範囲が分かりやすく説明されているとは言い難い構成になっています。 行政官の皆様におかれましては、これは個々の職員の責任というよりも、行政文書が専門化しすぎて利用者目線の説明が不足している構造的な問題だと理解していただきたいです。国民にとって分かりやすい行政を実現するためには、専門家だけでなく一般市民が読んでも理解できるレベルまで噛み砕いた説明を付すことが不可欠です。「自分たちの説明は国民にとって本当に分かりやすいものになっているか」を常に問い直し、必要であれば説明改善の体制を強化していただきたいと思います。 なお、本案件には成果目標およびKPIが設定されていないため、以下の文言を付記することが適切と考えます。 「政府が既に全府省庁・原則全事業を対象として実施しているEBPM・行政事業レビューの趣旨に照らし、当該案件について成果目標及び客観的な効果検証指標が設定されていない理由を明示してください。また、政策効果を検証可能な成果指標、基準値、目標値及び達成期限を設定し、その実績と予算への反映状況を公表してください。ここで挙げたKPIは欧米では一般的に使われているとのことなので、わからなければ欧米の関係者にご確認ください。そして、“客観的な成果目標やKPI”は必要と考えられるものを全部並べれば良いというものではありません。記録項目が増えれば勘違いや見逃しや誤記載が増え使えないデータとなります。人が最短時間で作業し終えるものにする、最小限の時間とコストで、最大限の効率・効果を得られるようお願いします。その他不明点等があれば、高市内閣の各責任者や片山財務大臣にご確認いただくようお願いします。」 以上の理由から、本告示案にはEBPMの観点から最低限の成果指標とKPIの設定、そして行政手続法第39条第2項が求める「具体的かつ明確な内容」の水準を満たすための説明改善が必要であると考えます。	現行制度において、基本計画を定める地方公共団体において、当該基本計画の目標に対する進捗状況を取りまとめることとしており、今回の改正における措置は全て、地方公共団体が、地域経済牽引事業の促進を行うに当たって必要と判断するものを基本計画に記載し、その内容に基づき行われる地域経済牽引事業及び地域経済牽引事業用地整備に対し適用されるものであることから、現行制度と同様の枠組みの中で、基本計画ごとにその効果の検証を行うこととしています。 上記を踏まえ、原案どおりとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
2	改定案の見直しを求める。 通常なら 15% 以上の緑地が求められる物を、「経済」の為に、ほぼ無いに等しい 1% にまで緩和するというのは、環境破壊そのものだ。 緩和条件の「敷地外緑地の整備等による市町村の緑の基本計画等への貢献」も、 実質的には 単に企業が安い山林を購入し、全く 全体の緑地面積を増やす貢献をせずに 帳簿の上だけの「緑地化」を行っている、欺瞞とも言える現状だ。 俗にいう「グリーンウォッシュ」である。 これでは、金で 緑地化の義務を免除されている様なものだ。 既にある緑地を 購入するなどではなく、企業には、「緑地の無かった土地を 緑地化する」義務を、課すべきである。 緑地の増加率で、緑化の努力を 評価するわけである。 これなら、年あたり「1%」でも、納得できる。 改定案の「地域経済牽引事業」指定による緑地免除には、断固 反対する。	今般の改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条の２第１項に規定する工場立地法の特例については、その適用に当たり、基本計画において地方公共団体が定める「地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置」に適合するものとして地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があることから、市町村が有効と判断しない措置を事業者が行おうとする場合には、地域経済牽引事業計画の承認がなされず、特例の適用対象とはなりません。

3	法案に反対だ。 地球温暖化・気候変動の被害が 地球規模で顕在化している時に、1% まで 工場緑地を減らせるようにするなど、愚の骨頂だ。 人命を軽視しているとすら言える。 工場の周縁部に緑地が有れば 15% の規制を 下回れる、という改定も、 現状 ほとんどの工場が あてはまる状況では、緑地面積が 大きく減ってしまうだろう。 「地域経済牽引事業用工場」による 緑化免除は 廃止し、すべての工場に 25% 以上の緑地確保を義務付けるべきである。 企業の金儲けより、人類の命を優先すべきだ。	今般の改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条の２第１項に規定する工場立地法の特例については、その適用に当たり、基本計画において市町村が定める「地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置」に適合するものとして地域経済牽引事業計画の承認を受ける必要があることから、ほとんどの工場があてはまるものではありません。 なお、今回、当該特例の対象となる工場等に対しても適用されるよう改正することとした工場立地に関する準則第４条の規定は、緑地面積率を引き下げるための措置ではなく、緑地面積率の緩和が認められる場合において、環境施設面積率が15%未満となる場合には、その面積率に相当する分の環境施設を敷地の周辺部に配置し、地域の生活環境の保持に最も寄与する形で整備することを求めるものです。
4	件名：地域経済牽引事業用工場等の新増設に伴う生活環境保持措置と具体的な地域負担との接続について 本案では、地方公共団体が地域経済牽引事業用工場等の新増設を促進する場合、産業政策及び環境政策の方針、周辺住民の生活環境、工場等の種別や性質、緩和される緑地面積率等の程度を踏まえ、周辺地域の生活環境の保持の観点から、事業者が講ずべき措置を基本計画に定めることとされています。 また、緑地面積率等規制の緩和については、国民経済の健全な発展と、周辺地域の生活環境の保持による住民福祉の向上との利益衡量を行い、地域住民の生活環境の実態に合わせて適切な要件を設定することが必要とされています。 この趣旨からすれば、生活環境保持措置については、措置が実施されていることだけでなく、当該工場等の新増設によって地域に具体的に生じ、又は生じることが既存業務等から把握されている生活環境上の負荷との対応関係を確保することが重要と考えます。 例えば、地方公共団体が、当該工場等について行政が既に保有し、生活環境保持措置の検討に利用することが可能な具体的な生活環境上の負荷に関する情報を有している場合には、新たな調査又は報告制度を設けることなく、基本計画における生活環境保持措置の設定に際して当該情報を参照できることを明確にしてはいかがでしょうか。 本案では、敷地外緑地の整備等、質の高い緑地の整備、地域住民との交流等、周辺環境に配慮した先進技術の導入等、複数の措置類型が示されています。これらはいずれも、それぞれの地域事情に応じて有効となり得るものと考えます。一方で、個々の地域で具体的な生活環境上の負荷が把握されている場合でも、設定された措置が当該負荷に直接対応するとは限りません。 したがって、特定の措置類型を一律に優先又は排除するのではなく、既に具体的な地域負担を把握している場合には、その情報を生活環境保持措置の設定における判断材料として参照し、当該負担との対応を踏まえて措置を設定することが適当と考えます。 これは、工場等に新たな一律の調査、測定、報告義務又は追加的な環境対策を課すことを求めるものではありません。また、地方公共団体が保有する情報を国へ新たに集約する仕組み、全国共通のデータベース、統一的な交通基準その他の新制度の創設を求めるものでもありません。 工場立地の促進という本案の政策目的を維持しつつ、既存情報を利用できる場合に限って、実際の地域負担と生活環境保持措置との対応を確認することで、追加的な行政負担及び事業者負担を抑えながら、本案が掲げる「周辺地域の生活環境の保持」との両立をより確実にできると考えます。	今般の改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条の２第１項に規定する工場立地法の特例の適用に当たっては、あらかじめ、市町村が基本計画において「地域経済牽引事業用工場等を用いて事業を行う者が当該地域経済牽引事業用工場等の周辺の地域の生活環境の保持のために講ずべき措置」を定め、その後、特例の適用を受けようとする事業者が、当該基本計画の内容を踏まえ、地域経済牽引事業計画の承認の申請を行うこととなるため、基本計画の作成段階において、個別具体の工場等による周辺の地域への影響について判断することは困難です。 上記を踏まえ、原案どおりとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
5	地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（案）」に対する意見 告示（案）において，地域経済牽引事業用地整備が具備すべき事項として，「地域経済牽引事業用地整備により整備された土地における承認地域経済牽引事業の確実な実施」が示され，また，地域経済牽引事業用地整備について経済産業大臣の確認を受けるための基準として，（4）「当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地に立地する事業者の決定が，法第12条の２第３項又は第５項の承認を受けた日以後に，公募その他の公正な方法により行われると見込まれること」とされています。 事業者の決定は「承認を受けた日以後」とする一方で，承認段階において，承認地域経済牽引事業の「確実な実施」を求めることには，制度上の整合性について疑問があります。 承認段階において事業者が未決定である以上，事業内容や事業費，必要な用地・インフラ，事業開始時期等を具体化することができず，承認地域経済牽引事業の実施の確実性を具体的に評価することには限界があります。 事業者が未決定の状態においても評価は可能でありますが，用地整備の実現可能性や整備後の事業実施の確実性をより的確に評価する観点からは，承認前に公募その他の公正な方法によって事業者を選定し，当該事業者の具体的な事業計画を踏まえて地域経済牽引事業用地整備計画の承認を行う方が合理的かつ実効的な場合があります。 したがって，現案のように「事業者の決定が承認を受けた日以後とする」ことを一律に求めるのではなく，承認前に公正な方法によって事業者を選定することを認めた上で，その選定過程及び事業計画の確実性を承認時に審査する仕組みについても認めるべきと考えます。 【修正案】 （4）当該承認地域経済牽引事業用地整備により整備される土地に立地する事業者について，承認前に公募その他の公正な方法により選定されている場合には，当該選定の過程及び当該事業者の事業計画が適切であると認められること又は，当該事業者の決定が法第12条の２第３項又は第５項の承認を受けた日以後に，公募その他の公正な方法により行われると見込まれること。 本制度がより多くの産業用地の整備に活用され，地域の成長発展の基盤強化に資することを期待しております。	産業用地整備促進税制は、分譲可能な産業用地面積が減少傾向にあるなかで、あらかじめ承認を受けた計画に基づき産業用地を整備することを促進すべく創設したものです。そのため、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして経済産業大臣が定める基準等に関する告示（案）」①（ⅳ)において当該規定を設けており、本税制を活用する場合においては、立地事業者の決定を地域経済牽引事業用地整備計画の承認後に行うことを要件としています。 他方で、地域経済牽引事業用地整備計画の承認より前に、地域経済牽引事業用地整備者が、関係法令を遵守して、承認地域経済牽引事業の確実な実施に向けて誘致活動を実施することは否定されておらず、あくまで立地する事業者の「決定」が、承認日以後に「公募その他の公正な方法」により行われることを求めているものになります。 また、地域経済牽引事業用地整備計画における承認地域経済牽引事業の「確実な実施」については、事業者の誘致等に係る体制・取組内容、承認地域経済牽引事業者の立地のための措置について記載することを想定しており、あらかじめ立地する事業者が決まっていることを求めるものではありません。 上記を踏まえ、原案どおりとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

6	立場：減税、日本人ファースト、中国製品使用反対、移民反対、再エネ反対。 対象：（1）基本的な方針の一部改正告示（案）、（2）緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準（案）、（3）工場立地に関する準則の一部を改正する告示（案）、（4）法第12条の4に基づく大臣基準等に関する告示（案）。 【総論】 本改正は、用地整備の重点促進区域設定、用地整備計画の承認要件、工場等新増設時の生活環境配慮、緑地・環境施設の下限1%への緩和、1ヘクタール以上の用地整備に対する大臣確認基準を定めるものである。産業用地の確保自体は否定しない。しかし原案は、資本・調達・雇用の国籍を問わず、環境政策・先進技術・電気供給施設を通じて再エネとデータセンターを呼び込み、特定事業への規制緩和と公的支援を重ねる。日本人の税負担軽減、雇用、経済主権に結びつくよう修正すべきである。 【1】重点促進区域の設定と「地域の特性」（基本方針案1） 該当：用地整備を想定する重点促進区域は、関係機関との事前調整が済み実施の蓋然性がある土地に設定し、「ハ 地域の特性」のいずれかに関連して産業用地としての特性を定めるとする点。 意見：蓋然性と地域特性だけでは足りない。設定要件に、1日本企業・日本資本の優先、2中国企業およびその実質支配下にある者の排除または厳格審査、3造成・設備の中国製品依存制限、4日本人常用雇用計画、5変動再エネを「地域の特性」や電源条件にしないことを書け。環境・エネルギー分野を特性とする場合は、安定電源を必須とし、再エネ適地化を目的とする区域設定を認めるな。 理由：事前調整済みの土地を切る制度は、既に外資・再エネ事業者が押さえた適地を追認しやすい。地域特性の「人材」は外国人労働の言い換えに、「情報」「インフラ」はデータセンター誘致に、「環境・エネルギー」は再エネ造成に使われてきた。特性の活用は日本人の産業基盤と安定電源に限定すべきである。減税派として、蓋然性のある大型造成は国費インフラと税減免を伴う。負担と受益の国籍を区域設定の段階で問え。 【2】用地整備が具備すべき3条件（基本方針案1） 該当：「産業用地としての特性の活用」「計画的かつ確実な実施」「整備地における承認事業の確実な実施」を示し、自治体が基本計画で承認要件を定めるとする点。 意見：3条件に次を必須化せよ。造成主体・分譲先の国籍と実質支配者、原産国別調達、日本人雇用比率、電源構成、税財政負担。承認事業の「確実な実施」を occupier の確保だけと読むな。中国資本・中国製品依存・外国人労働前提・再エネ依存の事業は確実な実施の対象から外すか減点とせよ。 理由：計画的・確実は工期と分譲率の話になり、誰が土地を使い、何を運び込み、誰が働くかを問わない。公的承認のある造成は事実上の産業団地である。公正な分譲でも国益審査がなければ、価格で外国資本に渡る。移民反対として、稼働の確実性を労働力確保で測れば外国人受入れが承認要件の裏に入る。再エネ反対として、電気供給施設付き造成の「確実な実施」が再エネ発電の完工を意味しうる。 【3】工場等新増設の配慮事項（基本方針案） 該当：新増設を促進する場合、産業政策・環境政策の方針、周辺住民の生活環境、工場の種別、緑地緩和の程度を踏まえ生活環境を保持する。例示として敷地外緑地、質の高い緑地、住民交流、周辺環境に配慮した先進技術。特に保持すべき区域は地番で基本計画に書く。 意見：環境政策・先進技術を配慮の中心にするな。日本企業優先、中国製品の主要設備不使用、日本人雇用、再エネ設備の環境施設不算入、電力・用水の地域負担を配慮事項の本文に書け。敷地外緑地や住民交流で1%緑地を正当化するな。先進技術から安全保障上懸念国の製品を除外せよ。 理由：生活環境配慮は必要だが、資本と雇用の国籍を問わない配慮は空洞である。先進技術は中国製蓄電池・太陽光・通信機器の導入経路になる。環境政策と緑地緩和を同一項目で扱えば、GX方針が工場立地の上位規範になる。減税派として、敷地外緑地を自治体負担で整備すれば、緩和の果実は企業、費用は納税者に寄る。移民反対として、交流施設や従業員施設が外国人住居の受け皿になり得るため用途制限を書け。 【4】緑地・環境施設の下限100分の1と重複緑地算入（基準案、準則改正案） 該当：承認工場等の緑地下限1%以上、環境施設下限1パーセント以上。重複緑地を緑地面積へ算入可。国基準よりさらに緩和した範囲で市町村が条例準則を定め得る。 意見：1パーセントへの大幅緩和を、外資工場、データセンター、再エネ付帯施設に無条件適用するな。適用条件を日本資本支配、中国製品の主要設備不使用、環境施設への太陽光等不算入、緩和分敷地の外国人宿舎転用禁止とせよ。重複緑地は植物による緑地に限り、屋上・壁面の発電設備を緑地扱いするな。工場立地準則の環境施設から太陽光発電施設を除外するか、本特例では算入不可と明記せよ。 理由：既存の国準則は緑地20パーセント・環境施設25パーセントであり、環境施設には太陽光等が含まれ得る。下限1パーセントと重複緑地算入を重ねると、「緑はほとんどなく再エネ機器がある工場」が標準になる。規制緩和自体は企業コスト減だが、果実が外国企業の床面積と中国製再エネ機器に吸収されるなら日本人の減税ではない。周辺住民の生活環境を1パーセントで足りるとしつつ雇用と資本を問わないのは、地域社会より投資案件を優先する発想である。 【5】法第12条の4の大臣確認基準（告示案） 該当：確認には、面積1ヘクタール以上、工場・流通業務施設・情報処理施設・研究施設・水道または電気ガス熱供給施設の整備見込み、道路・水道・調整池・公園緑地・公共施設等の付帯見込み、承認後に公募その他公正な方法で立地事業者を決める見込みが必要。 意見：公募の公正さに加え、国益審査を欠格・減点事由として書け。外国政府・中国企業等が造成主体または主たる分譲先、主要資材・設備の過半が中国製品、日本人雇用比率の不記載、変動再エネ依存で安定電源計画がない、データセンターの運営・データ管轄・機器調達の審査未了は確認しない。情報処理施設・電気供給施設を対象にする以上、データセンターと再エネ発電を無条件の対象にするな。変動再エネ発電は対象施設から外すか安定電源併設を必須とせよ。 理由：1ヘクタール以上かつインフラ付きは、公的融資・譲渡所得税軽減・地方税減免の入口である。公正な公募は手続の中立であり、国益の中立ではない。電気供給施設と情報処理施設の併記は、再エネ電源とDCのセット立地を大臣がお墨付きする構造になる。用水・電力を優先供給すれば既存工場と住民が料金で負担する。クラウドとAI基盤は安全保障資産であり、内外無差別は認めない。 【求める修正】 1. 基本方針の区域設定・承認要件・配慮事項に、資本国籍、調達原産国、日本人雇用、安定電源、税財政負担を必須化すること。 2. 中国企業およびその実質支配下の者、主要設備を中国製品に依存する事業を確認・特例の対象外または厳格審査とすること。 3. 内外無差別の公募を国益審査付きに改め、日本企業優先を原則とすること。 4. 人材確保を外国人労働の拡大に接続しないこと。 5. 緑地1パーセント緩和と環境施設概念を再エネ設備の算入経路にしないこと。 6. 政策減税・減免の国費補填を公開し、特定承認向け特例より税率引下げと歳出削減を優先すること。 原案のままでは、土地・水・電力・規制緩和が日本人の所得と経済主権に結びつかない。抜本修正を求める。	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律は、地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律であることから、国において地方公共団体が実施する取組等の対象となる事業者を制限することは行っていません。 上記を踏まえ、原案どおりとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

7	本告示案には強く反対し、特に緑地面積率及び環境施設面積率の下限をそれぞれ1パーセントとする基準の撤回を求めます。 該当箇所は、概要2（1）「地域経済牽引事業用工場等の新増設の促進に際し配慮すべき事項」、同2（2）「緑地面積率等に関する承認地域経済牽引事業用工場等についての基準（案）」及び関連する工場立地特例対象区域、重点促進区域に関する規定です。 政府は概要において、緑地面積率等の緩和は「むやみに行うことが許容されるものではない」と自ら認めています。それにもかかわらず、緑地面積率と環境施設面積率の下限をいずれも敷地面積の1パーセントとすることは、環境規制の合理的な調整ではなく、事実上の撤廃に近い規制緩和です。 仮に敷地面積が1ヘクタールの工場であれば、1パーセントはわずか100平方メートルです。その程度の緑地で、工場等が周辺地域にもたらす騒音、振動、粉じん、熱、雨水流出、景観悪化、生態系の分断等を緩和できるとは到底考えられません。規模が大きく、周辺環境への負荷も大きい工場、流通施設、情報処理施設等について、事業の性質や環境負荷に応じた上乗せ基準も示されていません。 さらに問題なのは、緩和に伴い事業者へ求める措置が、敷地外緑地、質の高い緑地、地域住民との交流、先進技術の導入のうち「1つ以上」とされていることです。地域住民との交流や先進技術は、それ自体に意義があるとしても、敷地内緑地が果たす緩衝、防災、暑熱緩和、雨水浸透、生物多様性及び景観形成の機能を代替するものではありません。環境上の損失を、交流事業など性質の異なる取組で帳消しにできる制度設計は不合理です。 また、政府は建築物屋上等の「重複緑地」について、通常の植栽等と比べて緑地としての効用が不十分な面があると説明しながら、本案ではその重複緑地を緑地面積率の算定へ算入できるとしています。下限を1パーセントまで引き下げた上に、効用の劣る緑地まで算入すれば、地表面に実質的な緑地がほとんど存在しない工場立地を許す結果になりかねません。 「特に周辺の生活環境の保持を図るべき区域」に限って敷地外緑地又は質の高い緑地を求める仕組みも不十分です。どの地域を指定するかは地方公共団体の判断に委ねられ、指定されなかった地域の住民には同等の保護が及びません。企業誘致や税収確保を求められる地方公共団体に、環境保全との利益衡量を全面的に委ねれば、自治体間で基準引下げ競争が生じる危険があります。市町村の裁量は、国が環境保全の最低線を放棄する理由にはなりません。 本案には、条例制定や区域設定の前に周辺住民へ個別に通知し、説明会、公聴会、意見募集等を実施する義務が明記されていません。独立した専門家による環境影響の審査、複数施設を含む累積的影響の評価、住民が異議を申し立てる手続、事業者が措置を履行しなかった場合の承認取消し、原状回復、制裁についても明確ではありません。緩和水準と措置内容を事後的に公表するだけでは、住民参加にも被害予防にもなりません。 また、本案では、事業者の措置が「事業の実施期間中」に継続されていることを市町村が確認するとしています。しかし、工場や造成地が地域環境へ及ぼす影響は、事業計画上の実施期間が終了した後も残ります。緑地及び環境保全措置をいつまで維持するのか、土地や事業が譲渡された場合に義務を承継するのか、廃業や撤退時に誰が回復責任を負うのかも明示されていません。 産業用地確保の迅速化や事業の収益性を理由に、住民の生活環境と将来世代の環境を後順位に置くことは認められません。一度造成され、樹木や土壌が失われれば、後から「質の高い緑地」を掲げても容易には回復できません。気候変動による猛暑、豪雨、浸水、生物多様性の喪失が深刻化している現在、緑地基準を1パーセントまで引き下げる政策は、国の環境、防災及び生物多様性政策とも逆行します。 本案について、規制緩和によって失われる緑地面積、周辺気温、雨水流出量、生物多様性、住民の健康及び生活環境への影響を定量的に評価した資料も示されていません。環境上の損失を検証せず、企業側の用地需要と事業の迅速化だけを根拠に全国的な最低基準を引き下げることは、政策決定として著しく不十分です。 したがって、以下を求めます。 1. 緑地面積率及び環境施設面積率の下限を1パーセントとする基準を撤回すること。 2. 工場敷地内に実効性のある緑地を確保する最低基準を維持し、自治体条例によってそれを形骸化できないようにすること。 3. 重複緑地の算入を無制限に認めず、地表面の樹木、植栽及び浸透可能な土壌を優先し、その最低面積を別途義務付けること。 4. 地域住民との交流や先進技術を、緑地確保の代替措置として扱わないこと。 5. 区域設定及び条例制定前に、住民への個別通知、資料公開、説明会、公聴会及び意見募集を義務付けること。 6. 独立した専門家による環境影響及び累積的影響の評価を実施し、その結果を全面公開すること。 7. 緑地及び代替措置について、面積、質、場所、維持期間、管理主体を法的拘束力のある形で定め、定期的な現地確認と測定結果の公表を義務付けること。 8. 事業や土地の譲渡後も環境保全義務を承継させ、廃業、撤退又は不履行時の是正命令、承認取消し、原状回復及び制裁を明記すること。 9. 敷地外緑地を認める場合でも、工場周辺の環境機能を実際に補完できる近接性、永続性及び追加性を要件とし、既存緑地の付け替えを認めないこと。 10. 本案を決定する前に、環境省を含む関係機関、環境分野の独立した専門家及び周辺住民の参加を得て、規制影響評価をやり直すこと。 地域経済の発展とは、企業が利用できる土地を増やし、工場の建設を迅速化することだけではありません。住民が安全かつ健康に暮らし続けられる環境、災害への耐性、地域の自然と景観を維持することも地域経済の不可欠な基盤です。 住民の生活環境を企業誘致のために切り下げ、失われた緑地を曖昧な代替措置で処理する本告示案は撤回し、環境保全と住民参加を実効的に保障する制度へ再検討してください。	まず、現行の地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針においては、基本計画の策定に当たり、環境保全等について住民の理解を得るための取組について記載することをすでに求めており、今般の改正による特例措置に係る事項を新たに基本計画に記載する上でも同様に必要となります。 その上で、今般の改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第18条の２第１項に規定する工場立地法の特例については、国が基準を定めることにより、事業者に義務付けられた緑地面積率等を一律に１パーセントまで緩和するものではなく、市町村が定める条例において、地域の実情を踏まえ適切な下限値を設定するものであるほか、当該特例の適用に当たり必要となる地域経済牽引事業計画の承認に当たって事業者に求める措置についても、市町村が地域の実情を踏まえ、必要と判断するものを設定することとしております。 さらに、当該特例の適用を受ける事業者は、承認地域経済牽引事業計画に記載した措置を継続的に実施する必要があり、市町村はその実施状況を確認することとしております。 また、「特に周辺の生活環境の保持を図るべき区域」については、工場立地特例対象区域内に住居の用にも供される地域が存する場合には、当該地域について「特に周辺の生活環境の保持を図るべき区域」を設定することを必須とすることとしております。 上記を踏まえ、原案どおりとさせていただきますが、いただいた御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。